

へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令

新旧対照条文

○ へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）（抄）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 <u>へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号。以下「法」という。）</u> 第五条の二及び第五条の三の規定により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（<u>第六条第二項第一号において「指定都市」という。</u>）がへき地手当に関する条例を定めるに当たつて参酌すべき基準その他法の施行に<u>関し必要な事項は、この省令の定めるところによる。</u></p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 郵便局 当該学校から最短の距離にある簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）<u>第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの</u>（同法第三条の規定による委託を受けた者の営業所を含む。）をいう。</p> <p>十 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 <u>へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号。以下「法」という。）</u> 第五条の二及び第五条の三の規定により都道府県がへき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する条例を定めるに当たつて参酌すべき基準その他法の施行に<u>関し必要な事項は、この省令の定めるところによる。</u></p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 郵便局 当該学校から最短の距離にある簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）<u>第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの</u>（同法第一条第一項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）をいう。</p> <p>十 （略）</p>

(調整点数)

第六条 当該学校において、飲料水を主として天水又は川水等から求めなければならない場合で、次の各号に該当することにより、学校教育の運営上困難を伴うと認められるときは、当該各号に定める点数を調整点数とする。

一・二 (略)

2 当該学校の所在する地域における自然的、経済的、文化的諸条件が次の各号の一に該当することにより、学校教育の運営上困難を伴うと認められる場合においては、当該各号に定める点数を調整点数とする。

一 有害ガス等の発生する地帯、風土病地帯、湿潤地帯、極寒地帯、多雪地帯等で、不健康地である場合は二十点以内で都道府県(指定都市)の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程並びに共同調理場については、当該指定都市。次条において同じ。)の教育委員会又は人事委員会が定める点数

二・五 (略)

3・4 (略)

第六条の二 (略)

(調整点数)

第六条 当該学校において、飲料水を主として天水又は川水等から求めなければならない場合で、次の各号に該当することにより、学校教育の運営上困難を伴うと認められるときは、当該各号に定める点数を調整点数とする。

一・二 (略)

2 当該学校の所在する地域における自然的、経済的、文化的諸条件が次の各号の一に該当することにより、学校教育の運営上困難を伴うと認められる場合においては、当該各号に定める点数を調整点数とする。

一 有害ガス等の発生する地帯、風土病地帯、湿潤地帯、極寒地帯、多雪地帯等で、不健康地である場合は二十点以内で都道府県の教育委員会又は人事委員会が定める点数

二・五 (略)

3・4 (略)

第六条の二 当該学校から人口三万人以上の市町村の市役所又は町村役場の所在する地点までの距離が四十キロメートル未満の場合は、当該学校が所在する地域の実情に応じて、三十点以内で都道府県の教育委員会又は人事委員会が定める点数を調整点数とする。